

1 バリアフリー基本構想の概要

1.1 バリアフリー基本構想とは

- バリアフリー基本構想とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー化促進法）に基づく構想であり、旅客施設を中心とした重点整備地区（高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区）における整備方針や、事業計画をとりまとめたものです。
- バリアフリー基本構想は、重点整備地区における「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることを目的に、官公庁、商業施設、教育・文化施設、保健・医療・福祉施設等の生活関連施設とそれらの施設を結ぶ道路である生活関連経路のバリアフリー化を推進するため市町村が作成します。
- バリアフリー基本構想では、重点整備地区における移動等円滑化の基本方針や、実施すべき特定事業その他事業に関する事項などを示すことが規定されています。



図-1.重点整備地区のイメージ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省、以下ガイドラインという）

1.2 那覇市におけるバリアフリー基本構想策定の背景・位置づけ

- バリアフリー化促進法において、基本構想の作成は、市町村が作成するものとなっています。
- 那覇市には高齢者、障がい者に加え、多くの観光客が来訪しており、これらの方の移動利便性を確保するため、面的・一体的なバリアフリー化が求められています。
- 那覇市バリアフリー基本構想は、ユニバーサルデザイン政策大綱の考えのもと、バリアフリー化促進法に基づき、第5次那覇市総合計画や那覇市交通基本計画・那覇市総合交通戦略を踏まえ策定しました。
- 那覇市では、2020（令和2）年3月に、駅や、バスターミナルなどの旅客施設や市役所、県庁などの公共施設が集積している旭橋駅～なはーと付近を重点整備地区とする「那覇市バリアフリー基本構想」を策定しており、2025（令和7）年3月に1回目の改定を行いました。

関連法令及び上位計画

【法令など】

- ユニバーサルデザイン政策大綱（H17.7 国土交通省）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー化促進法 R6.11）
- 障害者差別解消法（R6.4）
- 沖縄県福祉のまちづくり条例（H21.1）
- 那覇市福祉のまちづくり条例（H21.1）

【上位計画】

- 第5次那覇市総合計画（H30.4）

主な関連計画

- 那覇市交通基本計画・那覇市総合交通戦略（H21）
- 那覇市都市計画マスタープラン（R2.3）
- 第4次那覇市地域福祉計画（H31.3）
- 那覇市立地適正化計画（R2.3）
- 那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画（R5.3）
- 第5次那覇市地域福祉計画・第3次那覇市地域福祉活動計画（R6.3）

那覇市バリアフリー
基本構想

【特定事業計画】

公共交通特定事業計画/道路特定事業計画/
路外駐車場特定事業計画/建築物特定事業計画/
都市公園特定事業計画/交通安全施設特定事業
計画/教育啓発特定事業計画

表-1.上位関連計画におけるバリアフリーに関する記述

計画名	将来像等	バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する施策
第5次那覇市総合計画	●なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまち NAHA	●心のバリアフリーの推進 ●観光環境におけるユニバーサルデザインの促進 ●公園・緑地整備におけるユニバーサルデザインへの配慮 ●交通におけるユニバーサルデザイン化 ●ユニバーサルデザインによるまちづくり、都市空間づくり 等
那覇市都市計画マスタープラン	●「出会い」、「ふれあい」、「にぎわい」のあるまち	●上記に関する主にハード面の施策
那覇市立地適正化計画	●歩いて暮らせるまちへの転換 ●都市力の強化・魅力向上	●バリアフリーに対応した歩道の設置・拡幅 ●住宅のバリアフリー化等支援の検討 ●住宅のユニバーサルデザインに関する情報発信 等
那覇市交通基本計画	●誰もが移動しやすいまちをつくる	●バス車両・停留所のバリアフリー化 ●歩行者・自転車空間における段差の解消
那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画	●県都にふさわしい活力あるまち	●住宅・店舗のバリアフリー化
第5次那覇市地域福祉計画・第3次那覇市地域福祉活動計画	●一人ひとりが主役 みんなが輝く なはのまち	●心のバリアフリーの推進 ●バリアフリー基本構想にもとづく生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化の推進

1.3 重点整備地区の設定

- 重点整備地区とは、バリアフリー化を推進するため、バリアフリー化に係る事業を重点的かつ一体的に進める地域を指します。
- 重点整備地区は、市内9地域（都市計画マスタープランにおける地域区分）から、那覇市役所をはじめとする多くの施設が立地し、公共交通の利用者も多く、交通基本計画・総合交通戦略で、バリアフリー基本構想の策定が施策として位置づけられている「那覇中央地域」を重点整備地区の候補地としました。
- 重点整備地区の要件を整理した結果、特定旅客施設である県庁前駅、旭橋駅を中心に、徒歩圏に市役所、パレットくもじ等の特別特定建築物がある旭橋～那覇文化芸術劇場なはーと～緑ヶ丘公園の範囲を重点整備地区として設定しました。

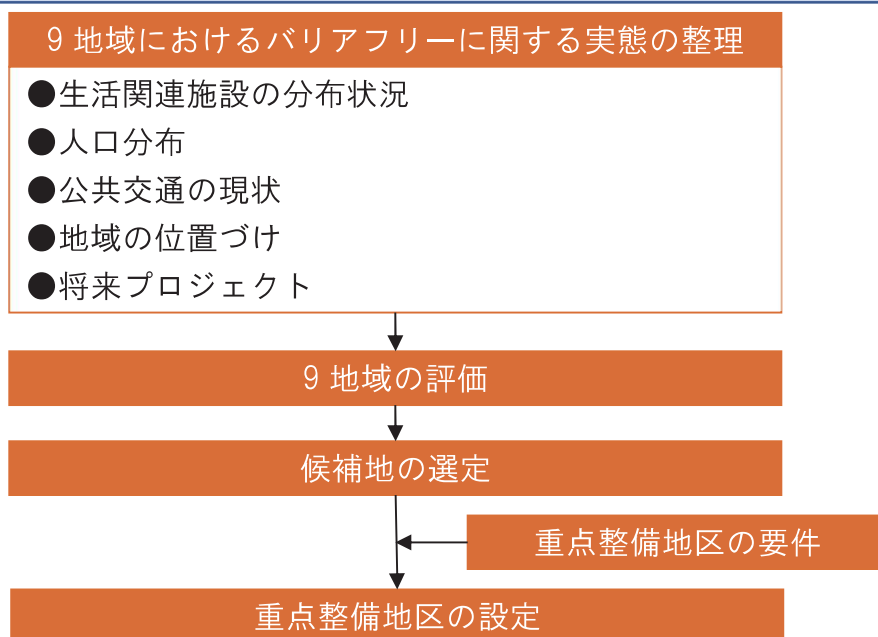


図-2.重点整備地区の設定方法（設定結果については参考資料を参照）

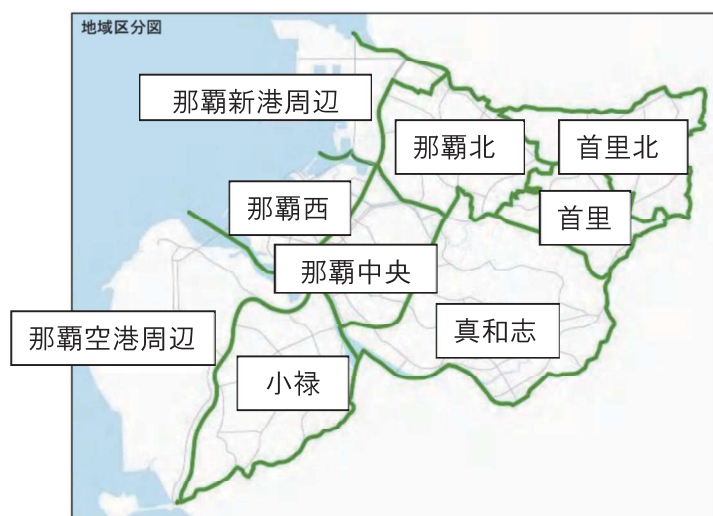


図-3.那覇市都市計画マスタープランにおける地域区分

重点整備地区の範囲は、旅客施設である県庁前駅から概ね半径 500m圏内で、旭橋駅、那覇バスターミナル、那覇市役所、沖縄県庁、県立図書館、パレットくもじ、那覇文化芸術劇場（なはーと）、国際通り、緑ヶ丘公園など多くの施設が立地しているエリアとしました。なお、重点整備地区の面積は 0.34km²になります。

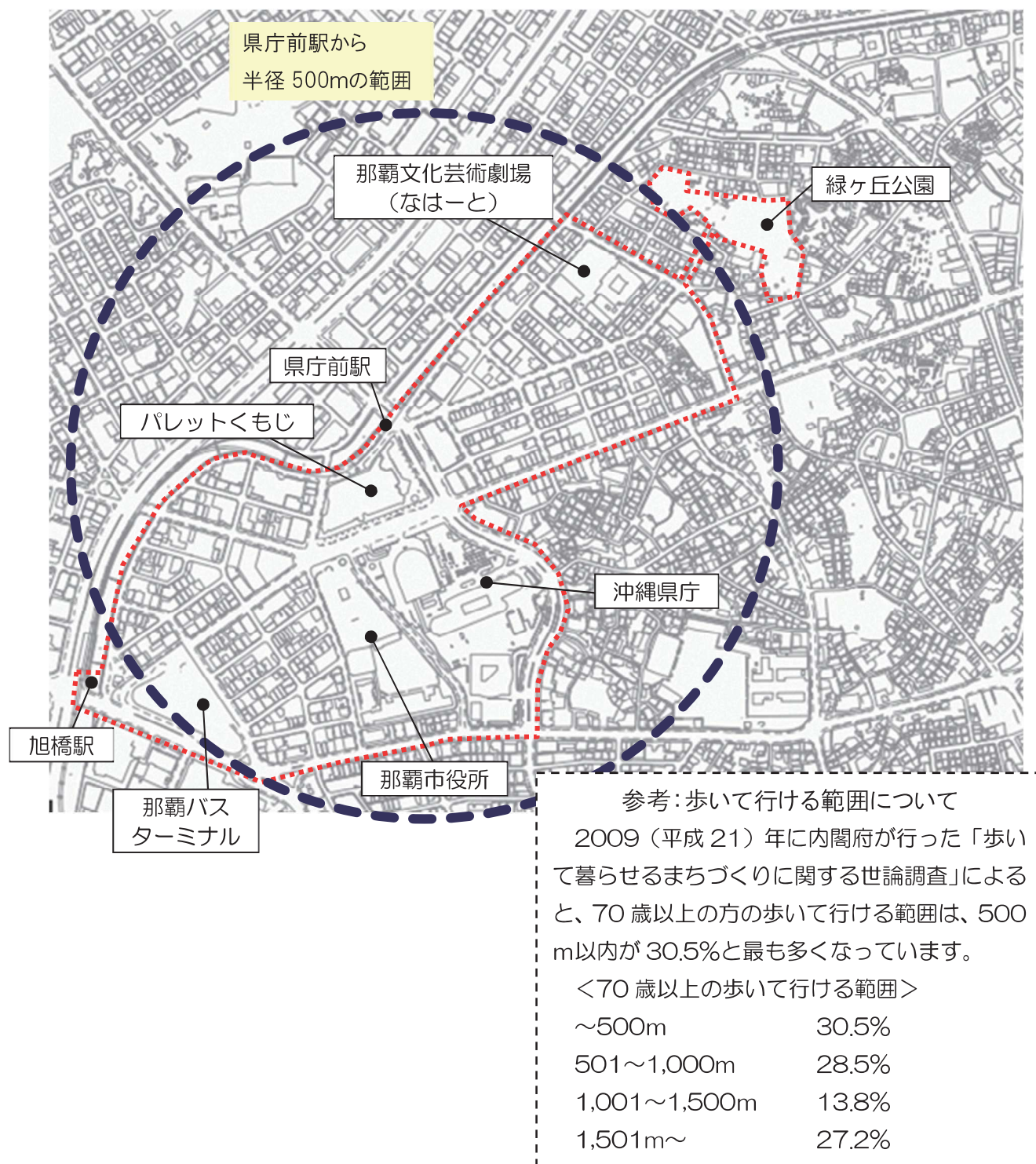


図-4.重点整備地区の範囲